



# 佐賀県公報

平成19年  
3月26日  
(月曜日)  
第 12883号

●佐賀県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月二十六日から平成十九年四月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	変更前	幅員	延長
	区間	後	メートル	メートル
三養基郡みやき町大字中津限字竪内三九五六番一地先から三養基郡みやき町大字中津限字四本杉五五八番一地先まで	一七・二	七・七	1111・11	
三養基郡みやき町大字中津限字竪内三九五六番一地先から三養基郡みやき町大字中津限字四本杉五五八番一地先まで	一〇・五	七・四	1111・11	

北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津限字竪内三九五六番一地先から三養基郡みやき町大字中津限字四本杉五五八番一地先まで	前	一〇・五	1111・11

- 大規模小売店舗の変更に関する公示
- 換地処分
- " "
- 換地処分届出
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

## ○ 告 示

●佐賀県告示第百五十九号  
養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成十九年三月二十六日

佐賀県知事 古川 康

## ○ 公 布

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年3月26日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
佐賀第 一八一三号	平成一九年 三月二四日	平成二二年 三月二二日	株式会社ココオ 鳥栖市山浦町一一一一 九番地	鳥栖市立石町字五反田 九四五番地一六



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月26日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
52	唐津市原字下湯牟田1227番2 及び1228番2	平成19年3月14日	6.00~6.01	47.85

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月二十六日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷